

令和7年度
島根県介護支援専門員実務研修受講試験

受験の手引

受験申込み受付期間

令和7年6月12日（木曜日）から
令和7年7月11日（金曜日）まで

提出方法：簡易書留郵便による郵送のみ
（当日中消印有効）

※持参での受付はしていません。

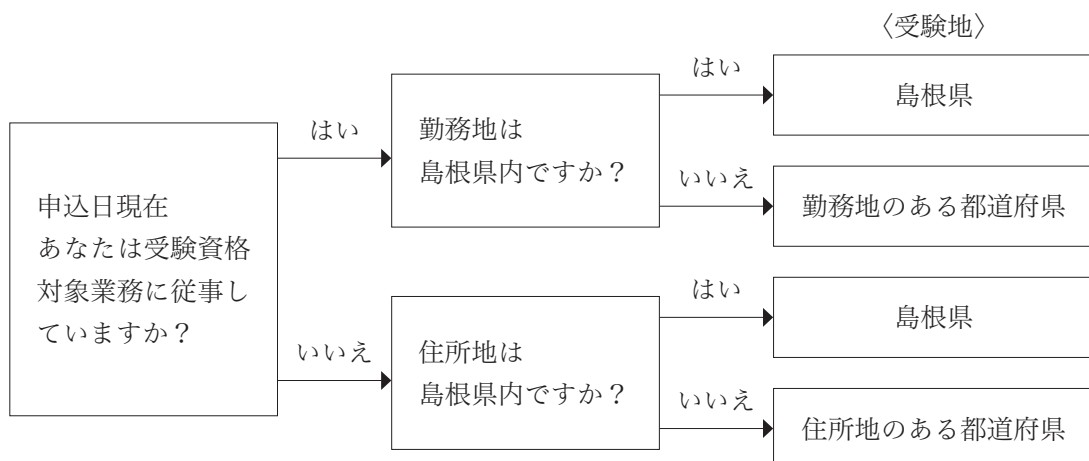
試験日 令和7年10月12日（日）

会場 松江市・浜田市

※詳細はホームページ等でお知らせいたします。

受験地確認方法

- ① 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合
⇒勤務地で判断
- ② 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない場合
⇒住所地で判断



受験希望者は、この手引をよく読んで申込み手続きをしてください。

受験申込みから介護支援専門員証の交付までの流れ

① 受験資格の確認

受験資格を3ページで確認してください。

② 受験申込

受付期間：令和7年6月12日(木)から令和7年7月11日(金)まで
申込方法：専用封筒に必要書類等を同封の上、簡易書留により郵送
郵送先：島根県高齢者福祉課

③ 申込書審査

提出書類に基づき、受験資格審査を行います。受験資格がない場合や、受験地違いの場合、また、書類の不備の場合は受付できませんので、十分注意してください。

④ 受験票の発送

令和7年9月下旬に受験申込者へ郵送します。令和7年9月26日(金)までに届かない場合は、島根県高齢者福祉課までお問い合わせください。

⑤ 試験の実施

日時：令和7年10月12日(日) 午前10時から
会場：松江市・浜田市

⑥ 追加書類の提出（実務経験見込みで受験申込みをされた方のみ）

受験票の資格区分が「見込」の方は、実務経験証明書を令和7年10月17日(金)までに、簡易書留により郵送してください。（当日消印有効）

⑦ 試験結果の通知

令和7年11月25日(火)に、受験者全員に対して、試験結果通知を郵送にて発送します。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載します。令和7年12月8日(月)までに通知が届かない場合は、島根県高齢者福祉課までお問い合わせください。

⑧ 介護支援専門員実務研修の実施（予定）

実施時期：令和8年1月～3月
実施場所：松江市・浜田市

⑨ 介護支援専門員登録申請・証交付申請

実務研修修了後、3ヶ月以内に登録申請を行ってください。また、登録後すぐに介護支援専門員証が必要な場合は、併せて証交付申請を行ってください。

⑩ 介護支援専門員証の交付

目 次

1. 試験の目的	1
2. 試験実施団体	1
3. 試験の日時	1
4. 試験会場	1
(1) 試験会場	1
(2) 会場案内図	1
(3) 注意事項	2
5. 試験の方法	2
6. 試験の内容・問題数	2
7. 試験問題出題範囲	2
8. 試験実施状況（令和6年度）	2
9. 島根県で受験できる者	3
(1) 受験地要件	3
(2) 受験資格（実務経験に関する要件）	3
(3) よくあるお問い合わせ	3
(4) 欠格事由	5
10. 受験手数料及び納付方法	6
(1) 受験手数料	6
(2) 納付方法	6
(3) 注意事項	6
11. 受験申込の受付期間及び方法	6
(1) 申込受付期間	6
(2) 申込方法	6
(3) 郵送先	6
(4) 注意事項	6
12. 受験申込に必要な提出書類等	7
(1) 提出書類	7
(2) よくあるお問い合わせ	8
13. 受験申込後の提出書類等（該当者のみ）	10
14. 受験上の配慮希望	10
15. 受験票の送付	11
16. 試験にあたっての注意事項	11
(1) 当日の持参物	11
(2) 試験室における注意事項	11
(3) その他の注意事項	11
17. 試験結果通知	12
18. 合格の取り消し等	12
19. 実務研修	12
(1) 研修概要	12
(2) 研修に関するお問い合わせ先	12
(3) よくあるお問い合わせ	12

20. 試験得点の開示	13
(1) 開示の内容	13
(2) 受付期間・受付時間	13
(3) 実施場所	13
(4) 必要書類	13
(5) 注意事項	13
21. 受験資格コード表	14
別表1（法定資格に基づく対人援助業務）	14
別表2（相談援助業務）	15
申込書類記載例・記載上の注意	16
・受験申込書	16
・受験票・写真票	18
・実務経験証明書	20

なお、この「受験の手引」には、次の書類が添付されています。

- (1) 令和7年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書・受験票・写真票
- (2) 実務経験証明書
- (3) 受験申込書提出用封筒（簡易書留）
- (4) 氏名・住所変更届

1. 試験の目的

介護支援専門員とは、介護保険制度の下で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成したり、市町村や介護サービス事業者等との連絡調整等を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術があるとして介護支援専門員証の交付を受けた人をいいます。

本試験は、介護支援専門員の業務に従事することを希望する者が、介護支援専門員実務研修を受講するにあたり、事前に、介護保険制度に関する基礎知識や保健医療・福祉サービスに関する知識等を有していることを確認するためのものです。

介護支援専門員の業務に従事するためには、本試験に合格したうえで介護支援専門員実務研修を修了し、本人の申請により、介護支援専門員資格登録簿に登録され、介護支援専門員証の交付を受けることが必要です。

2. 試験実施団体

島根県

3. 試験の日時

令和7年10月12日(日) 10:00~12:00 (120分)

- ・全国同一試験日です。
- ・試験当日は午前9時30分までに試験会場の指定された席にご着席ください。
- ・身体に障がいがある等の理由による特別措置対象者は、試験時間が異なります。ご自分の試験時間は、受験票で必ずご確認ください。なお、特別措置対象者については、別途通知いたします。

4. 試験会場

(1) 試験会場

松江会場：島根県職員会館（松江市内中原町52）

浜田会場：島根浜田ワシントンホテルプラザ（浜田市黒川町4177）

(2) 会場案内図

島根県職員会館（松江市）



島根浜田ワシントンホテルプラザ（浜田市）



(3) 注意事項

- ・会場は変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- ・会場の詳細については、ホームページ等でご確認ください。また、9月下旬に郵送する受験票でご自身の試験会場を必ずご確認ください。
- ・会場によっては駐車場の台数に限りがある場合がありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。
- ・会場周辺の店舗や路上での駐車は大変迷惑となりますので、絶対にお止めください。

5. 試験の方法

五肢複択方式による筆記試験

6. 試験の内容・問題数

区 分		問題数
介護支援分野	介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設・介護予防サービス計画の基礎知識等	25問
保健医療福祉サービス分野	保健医療サービスの知識等	20問
	福祉サービスの知識等	15問
合 計		60問

7. 試験問題出題範囲

島根県ホームページに掲載

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護人材確保 > 介護支援専門員
> 1. 試験・資格取得方法 > (1) 試験の実施について > (4) 試験の内容

8. 試験実施状況（令和6年度）

受験者数 487名 合格者数 107名

9. 島根県で受験できる者

次の受験地要件と受験資格（実務経験に関する要件）の両方を満たす者となっています。

(1) 受験地要件

受験申込書を提出する時点で、次のいずれかに該当する者

- ・受験資格に該当する業務に従事している → **勤務地**が島根県である者
 - ・受験資格に該当する業務に従事していない → **住所地**が島根県である者
- ※住所地とは、住民票所在地のことです。

(2) 受験資格（実務経験に関する要件）

試験の前日までの時点で、

保健・医療・福祉にかかる**法定資格に基づく対人援助業務**（別表1（14ページ））

又は

相談援助業務（別表2（15ページ））

に係る**従事期間**が通算して5年以上であり、かつ、**従事日数**が900日以上である者

(3) よくあるお問い合わせ

【受験地について】

問1	申し込み時点では勤務地・住所地ともに島根県ですが、試験のある10月には広島県に引っ越します。広島県で受験できますか。
答	できません。申し込みをした都道府県が受験地です。受験地の変更はできません。

問2	理学療法士としての実務経験があり、受験予定です。島根県に住んでいますが、山口県の施設で介護職員として勤務しています。どちらの県で受験できますか。
答	現在勤務している山口県の施設での介護業務が、受験資格に該当する法定資格に基づく業務でない場合、島根県での受験となります。

【受験資格について】

問3	無資格で採用され、7年前から介護業務に従事しています。3年前に介護福祉士の資格を取得しましたが、受験資格は満たしますか。
答	資格の登録日以前の期間は実務経験に含まれないため、受験資格を満たしていません。

問4	4月1日から看護師として病院に勤務していますが、看護師免許は5月10日の登録となっています。この場合、免許登録までの期間は実務経験に含まれますか。
答	4月1日から5月9日までの間は実務経験に含まれません。実務経験は法定資格の登録年月日以降の期間で算定しますので、5月10日から算定できます。

問5	看護学校の教員として勤務していますが、実務経験に含めることができますか。
答	教員は要援護者に対する直接的な援助ではないため、実務経験には含まれません。法定資格を有していても、研究・教育・営業・事務等は、要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、実務経験に含まれません。

問6	介護福祉士の資格を取得して、通所介護事業所の生活相談員として勤務していますが、実務経験に含まれますか。
答	生活相談員の業務は、介護福祉士に基づく業務には該当しません。また、別表2（15ページ）で示す相談援助業務にも該当しないため、実務経験には含まれません。ただし、社会福祉士の資格を取得している場合には、法定資格に基づく業務として実務経験に含まれます。

問7	従事日数の算定について ①日をまたぐ夜勤は1日として算定しますか。 ②非常勤で1日に短時間しか勤務していない場合でも1日として算定できますか。 ③受験資格に該当する業務と該当しない業務を兼務しており、1日のうち数時間のみ受験資格に該当する業務に従事しています。1日として算定できますか。
答	①2日として算定します。 ②③1日の勤務時間が短い場合でも、受験資格に該当する業務に従事している場合は1日として算定できます。なお、従事期間・従事日数について、常勤・非常勤・アルバイト等の雇用の形態は一切問いません。

問8	休日、年次有給休暇などは従事期間、従事日数に含まれますか。
答	（従事期間について） 休日、年次有給休暇などは従事期間に含まれますが、病気休暇、育児休暇、介護休暇のような長期休職期間（産前産後休暇は除く）は従事期間に含まれません。 （従事日数について） 従事日数には、「受験資格に該当する業務を実際に行った日数」のみ含まれます。したがって、休日、年次有給休暇、産前産後休暇、病気休暇、育児休暇、介護休暇、出張、研修等の日数は含まれません。

問9	介護福祉士として2か所の事業所で介護業務に従事していますが、この場合従事期間及び従事日数は通算できますか。
答	同一期間に複数の事業所で勤務している場合、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数としては通算することができますので、両方の事業所で実務経験証明書を作成してください。ただし、1日に2か所勤務している場合は、1日として算定されます。

問10	現在就業中の場合、実務経験証明書の従事期間はいつまでにしてもらえばよいですか。
答	受験申込の時点で必要な実務経験を満たしている場合は、従事期間の最終日は証明年月日以前の日付としてください。 受験申込の時点で必要な実務経験を満たしていない場合は、見込みで証明書を提出した後、確定した 実務経験証明書（見込み期間満了分） を 最終期限（令和7年10月17日） までに再提出してください。

(4) 欠格事由

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護支援専門員資格登録簿の登録を受けることができません。

- ① 心身の故障により介護支援専門員の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に同法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある場合を除く）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

〈厚生労働省令で定める者〉

精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

10. 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料

8,240円

(2) 納付方法

受験申込書裏面の所定の欄に**島根県収入証紙**を貼付

(過不足がないよう、8,240円分ちょうどを貼り付けること)

(3) 注意事項

- ・他県の収入証紙や国の収入印紙では受験できません。
島根県収入証紙は山陰合同銀行本店及び県内の支店等で取り扱っています。
- ・申込後の受験手数料は、返金できません。ただし、申込書類の審査後、要件を満たしておらず受験資格なしと判断した場合に限り、返金します。

11. 受験申込の受付期間及び方法

(1) 申込受付期間

令和7年6月12日(木) ～ 令和7年7月11日(金)

(2) 申込方法

簡易書留による**郵送**のみ(持参による申込はできません)

(3) 郵送先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県高齢者福祉課 宛

(4) 注意事項

- ・持参による申込はできません。
- ・この手引きに差し込まれている専用封筒をご使用ください。
- ・申込時に、必要な書類(受験申込書、実務経験(見込)証明書、国家資格等取得証明書の写し等)を全てそろえて申し込んでください。
- ・提出書類の記入漏れ、添付資料漏れ、切手の貼り忘れ、収入証紙の誤貼付等、書類に不備がある場合は受付できません。必ず記載内容・必要書類を確認のうえ、申し込みを行ってください。
- ・受験申込書の受付後は、出願した書類等は一切お返しできません。
- ・受験票及び試験結果通知等はすべて受験申込書に記載された、現住所に郵送します。

12. 受験申込に必要な提出書類等

(1) 提出書類

- ・全員共通の提出物に加え、ご自身の状況に応じて必要な添付書類をご提出ください。

○全員共通

提出書類	内容・注意事項
受験申込書	・記載例（16ページ）参照。 ・裏面に島根県収入証紙8,240円分を貼付。
受験票	・裏面に85円切手を貼付。
写真票	・縦4 cm×横3 cmの写真（6か月以内に撮影したもの）を貼付。 ・写真の裏に氏名を記入すること。

○平成30年度以降に島根県で受験したことがある者

提出書類	内容・注意事項
受験票又は不合格通知書	・平成29年度以前のものは不可。 ・書類を紛失した場合は島根県高齢者福祉課までご連絡ください。

○平成30年度以降に島根県で受験したことがある者以外

提出書類	内容・注意事項
実務経験証明書	・記載例（20ページ）参照。
国家資格等取得証明書 （登録証）の写し	・「合格証」は不可。 ・登録年月日が記載されているか確認すること。 ・裏面がある場合は裏面の写しも提出すること。 ・証明書等の姓名が異なる場合は、戸籍抄本を添付すること。

○実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一の場合

提出書類	内容・注意事項
実務経験証明書	・証明者名等は開設者（受験申込者本人）のものを記載すること。
開業（経営）を客観的に 証明できる書類（開業許可証・届出書等）	・5年間の実務経験が確認できる書類を提出すること。
国家資格等取得証明書 （登録証）の写し	・「合格証」は不可。 ・登録年月日が記載されているか確認すること。 ・裏面がある場合は裏面の写しも提出すること。 ・証明書等の姓名が異なる場合は、戸籍抄本を添付すること。

(2) よくあるお問い合わせ

【受験申込書について】

問1	受験申込にあたり、これまでの実務経験の全てを記入する必要がありますか。
答	受験資格を満たす範囲で実務経験を記入していただければ、全て記入する必要はありません。記入する範囲については、実務経験証明書を必ず添付してください。

【実務経験証明書について】

問2	実務経験証明書が省略できる場合の提出方法を教えてください。
答	島根県で平成30年度以降に受験経験がある方に限り、平成30年度～令和6年度までの不合格通知又は受験票を提出した場合、実務経験証明書及び資格証明書の写しが省略できます。申込書の受験資格欄の記載も不要です。 他県での不合格通知又は受験票では省略できませんのでご注意ください。

問3	実務経験証明書を証明者から自分で書くように言われました。内容を見てから証明印を捺印するとのことですが、認められますか。
答	認められません。自署による実務経験証明書は無効となりますので、必ず証明者に記入してもらう必要があります。

問4	実務経験証明書の内容に誤りがありましたので、訂正印を捺して自分で訂正してもよいですか。
答	受験申込者による訂正はできません。訂正印には必ず証明者の証明印が必要です。また、修正テープ等の使用による訂正も認められません。

問5	人材派遣会社から高齢者施設に介護職員として派遣された場合、実務経験証明書はどちらに依頼するのですか。
答	人材派遣の場合、実務経験証明書は雇用関係のある派遣会社で発行します。 なお、場合によっては派遣先での業務内容を確認できる書類（契約書の写し等）の添付が必要になります。介護業務に限らず相談業務であっても、派遣契約の場合は同様です。

問6	介護老人福祉施設で介護福祉士として2年間勤務した後、生活相談員として相談援助業務に3年従事しました。同じ施設ですが、実務経験証明書は1枚提出すればよいですか。
答	同一事業所でも業務内容が異なる場合は、それぞれの業務についての実務経験証明書が必要です。また、法人内における別事業所への異動も同様です。

問7	現在勤めている事業所を近々退職する予定です。来年度以降に受験を考えていますが、あらかじめ実務経験証明書を作成しておいても有効になりますか。
答	原則として受験申込年度の島根県の実務経験証明書の様式を使用してください。所定の項目がすべて記載されており、受験資格を満たすと確認できる書類に限り、過年度の実務経験証明書を認めます。ただし、受験申込後、必要に応じて受験申込年度の様式での再提出を求めることがあります。

問8	以前勤めていた事業所が廃業している場合、どのように実務経験を証明すればよいですか。
答	法人が現在もある場合は、法人に実務経験証明書の発行を依頼してください。 法人ごと廃業している場合は、給料明細・雇用契約書・年金や税の書類等、勤務先と在籍期間がわかる書類を提出してください。日数については記載されていない場合もありますが、個別に判断しますので、島根県高齢者福祉課にご相談ください。

【国家資格等取得証明書（登録証）について】

問9	結婚により、国家資格等取得証明書（登録証）と姓が異なります。このまま提出してよいですか。
答	受験申込書の姓名と国家資格等取得証明書、実務経験証明書等の添付書類の姓名が異なる場合は、戸籍抄本（原本）を必ず提出してください。

問10	准看護師として3年勤務した後、看護師の資格を取得して4年になります。通算すると5年以上900日以上となりますが、この場合、資格を証明する書類は、看護師の免許証の写しのみでよいですか。
答	5年以上資格に基づいて業務をしていたことを証明する書類が必要です。したがって、看護師の資格だけでは5年の実務経験を満たしませんので、准看護師の資格証の写しも提出していただく必要があります。

問11	国家資格等取得証明書を紛失したため、現在再発行中です。受験申込期限に間に合わない場合は、どのようにすればよいですか。
答	再発行申請中であることを客観的に証明できる書類（再発行申請書等のコピー等）を添付してください。なお、受験申込は見込みでの申し込みになりますので、登録証が届き次第、写しを速やかに提出してください。

【開業許可証について】

問12	個人で調剤薬局を開業しています。開設許可証を更新しているため、更新後の開設年月日しか記載されていません。どうすればいいですか。
答	5年以上の期間を確認できる直近の開設許可証の写しが必要となるため、最新の開設許可証で5年以上の期間が確認できない場合は、保健所へ前回の開設許可証の写しを発行依頼し、前回・今回（5年以上の従事を確認できる範囲）の開設許可証を提出してください。

13. 受験申込後の提出書類等（該当者のみ）

提出期限：令和7年10月17日(金) ※当日消印有効

（提出可能となった段階で速やかに提出すること）

提出先：島根県高齢者福祉課

提出方法：簡易書留

対象者	提出書類	内容・注意事項
見込で実務経験証明書を提出した者	実務経験証明書 (見込期間満了)	手続き可能となった後、速やかに提出すること。
国家資格等取得証明書を「書換え・再発行中」で提出した者	国家資格等取得証明書（登録証）の写し	
受験申込中に氏名・住所に変更が生じた者	氏名・住所変更届	・添付の様式または県HPの様式をダウンロードして使用すること。 ・姓名の変更があった場合は、戸籍抄本（原本）を添付すること。

14. 受験上の配慮希望

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、その他（疾病等）の場合、試験時間の延長や回答方法の変更、席の配慮等が認められる場合があります。

受験の際に特別措置を受けるには特別措置のための申請書を提出する必要がありますので、島根県高齢者福祉課までお問い合わせください。

その他、様々な理由で別室受験等の配慮を希望される方は、個別に対応を検討しますので事前にご相談ください。

15. 受験票の送付

受験票は令和7年9月下旬に受験申込者に郵送します。令和7年9月26日(金)までに届かない場合は、島根県高齢者福祉課へお問い合わせください。

16. 試験にあたっての注意事項

(1) 当日の持参物

- ・ 受験票
- ・ 筆記用具 (HBまたはB程度の鉛筆・シャープペン)
- ・ 消しゴム
- ・ 腕時計 (携帯電話・スマートウォッチなどの端末機能、通信機能、辞書機能等を備えたものは不可)

(2) 試験室における注意事項

- ・ 試験当日は午前9時30分までに、試験会場の指定された席に着席してください (受付は、特に行いません)。試験監督員から注意事項の説明があります。
- ・ 遅刻者が入室できるのは試験開始後30分までです。それ以降の入室は認めません。
- ・ 途中退室は試験開始から30分経過後に認めます。
- ・ 試験室内への携帯電話等の通信機器の持ち込みは禁止します。やむを得ず持ち込んだ場合には、試験中は電源を切り、鞆等へしまってください。当該通信機器の使用を発見したときは、不正行為とみなします。
- ・ 試験中の不正行為、申し込み時の虚偽または不正の事実が判明した場合には、その者の試験を停止し、または合格を取り消します。

(3) その他の注意事項

- ・ 試験前日は試験会場の建物内の下見はできません。
- ・ 試験に関係しない場所には、みだりに立ち入らないようにしてください。
- ・ 受験票または合否通知は、試験終了後も大切に保管してください。
- ・ 感染症の拡大や災害等により試験の延期または開始時間の繰り下げの可能性があります。その場合は、当日の朝8時までに島根県のホームページに掲載しますので、必ず確認してください (個別にはご連絡しません)。

17. 試験結果通知

試験の結果は、令和7年11月25日(火)に郵送により受験者全員に通知します。

令和7年12月8日(月)までに通知が届かない場合はお問い合わせください。

令和7年11月25日(火)13時に島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載します。

電話やメールによる個別の可否の確認には応じません。

18. 合格の取り消し等

受験申込にあたって虚偽または不正があった場合及び受験中の不正行為が判明した場合は、介護支援専門員実務研修受講試験の受験は無効となります。また、試験結果通知の発送後、これらが判明した場合は、合格を取り消します。

また、見込期間ありの実務経験証明書で受験申込をした後、期限までに見込期間満了の実務経験証明書を提出しなかった場合も、受験資格を満たさなかったものとして、受験を無効とします。

19. 実務研修

本試験の合格者を対象に介護支援専門員実務研修が実施されます。研修日程、内容、申し込み手続き等については、合格者に対し直接通知します。

(1) 研修概要

研修会場：松江会場・浜田会場（予定）

時 期：令和8年1月～3月（予定）

実施主体：社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県知事指定）

受 講 料：未定（令和6年度参考 受講料 12,000円・テキスト代 10,780円）

(2) 研修に関するお問い合わせ先

島根県高齢者福祉課 高齢社会支援係（TEL：0852-22-6522）

(3) よくあるお問い合わせ

問	試験に合格した後の実務研修を、受験年度ではなく次年度以降に受講できますか。
答	合格者の実務研修受講期限には定めがないので、次年度以降でも受講できます。

20. 試験得点の開示

受験者は、自分の得点について口頭で開示請求することができます。

(1) 開示の内容

「介護支援分野」「保健医療福祉サービス分野」ごとの得点

(2) 受付期間・受付時間

受付期間：令和7年11月25日(火) ～ 令和7年12月24日(水)

※土日、祝日は除く

受付時間：9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

※令和7年11月25日(火)は13：00～17：00

(3) 実施場所

島根県高齢者福祉課 島根県松江市殿町1番地（県庁第二分庁舎）

浜田保健所 島根県浜田市片庭町254番地（浜田合同庁舎別館）

(4) 必要書類

- ・受験票
- ・運転免許証、パスポート等の顔写真のある本人確認書類

(5) 注意事項

- ・必ず受験者本人がお越しください。代理、電話での請求はできません。
- ・写しはお渡ししませんが、メモは差し支えありません。
- ・1問ごとの結果は表示されません。
- ・合格基準等に関する問い合わせにはお答えできません。

（例）開示書類のイメージ

受験番号	氏名	得点	介護支援分野	保健医療福祉サービス分野
123456	島根 一郎	40	25	15

21. 受験資格コード表

別表1（法定資格に基づく対人援助業務）

受験資格コード番号	区 分
010000	医師
020000	歯科医師
030000	薬剤師
040000	保健師
050000	助産師
060000	看護師
070000	准看護師
080000	理学療法士
090000	作業療法士
100000	社会福祉士
110000	介護福祉士
120000	視能訓練士
130000	義肢装具士
140000	歯科衛生士
150000	言語聴覚士
160000	あん摩マッサージ指圧師
170000	はり師
180000	きゅう師
190000	柔道整復師
200000	栄養士（管理栄養士を含む）
210000	精神保健福祉士

別表 2 (相談援助業務)

受験資格コード番号	区 分
3 0 5 0 0 1	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
3 0 5 0 0 2	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
3 0 5 0 0 3	介護保険法第8条第22項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員
3 0 5 0 0 4	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する 生活相談員
3 0 5 0 0 5	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する 支援相談員
3 0 5 0 0 6	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
3 0 5 0 0 7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
3 0 5 0 0 8	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
3 0 5 0 0 9	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、生活困窮者自立支援の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する 主任相談支援員

令和7年度島根県介護支援専門員
実務研修受講試験受験申込書

※受験番号

島根県知事様

次のとおり、島根県介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので、関係書類を添えて申し込みます。

1 令和7年7月5日

〔すべての受験者は太枠内を漏れのないよう記入してください。〕

フリガナ	2 シマネ	ハナコ	生年月日	1 昭和60年1月1日 2. 平成
署名 (氏名)	(姓) 島根	(名) 花子		
フリガナ	マツエシトノマチ	シマネマンション		
現住所	〒690-8501 島根県松江市殿町1 島根マンション301号室	試験地	1 松江市 2. 浜田市	
連絡先	3 090 — 1234 — 5678	※日中連絡のつく電話番号をご記入ください。		
就業状況	1 実務経験に該当する業務に従事 2. 実務経験に該当しない業務に従事 又は 就業していない			
申込時の勤務先	上記就業状況の1に○印をした場合は、勤務先・職種名・所在地を記載してください。			
	勤務先名称	特別養護老人ホーム○○苑	職種名	介護職員
	所在地	〒123-4567 (電話番号) 1234 — 56 — 7890 島根県○○市□□町○-□		
4	実務経験証明書の省略	1. 有 (省略 ※受験票又は不合格通知書を添付してください) 2. 無		
5	障がい等による受験時の配慮の有無	1. 有 (内容:) 2. 無		

〔実務経験証明書を省略しない受験者は下記太枠内に記載してください。〕

受験資格	施設または事業所名	受験資格コード	従事期間	従事日数
	1 特別養護老人ホーム○○苑	110000	H29年5月1日～R7年6月30日 (6年2月)	1415日
	2	6	年月日～年月日 (年月)	日
	3		年月日～年月日 (年月)	日
	4		年月日～年月日 (年月)	日
	5		年月日～年月日 (年月)	日
	6		年月日～年月日 (年月)	日
合計 (通算業務期間)			7 6年2月	1415日

※印欄は記入しないでください。

※裏面に島根県収入証紙を貼付してください。

※県作業用コード

※

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受験申込書 記載上の注意

【想定】

- ・平成29年4月1日に入職、介護福祉士の登録日は平成29年5月1日。
- ・令和7年7月5日現在も在籍中。
- ・平成31年4月1日～令和3年3月31日の間、育児休暇取得。

※受験申込書は黒のボールペン（消せるボールペン不可）を用いて、楷書で正確に記入してください。

※受験手数料（島根県収入証紙8,240円）は受験申込書裏面に貼付してください。

1

- ・申込書の提出日を記入してください。

2

- ・住民票に記載されている姓名及び住所を正確に記入し、姓名には必ずフリガナを付してください。

3

- ・受験申込時点での就業状況について、該当するものを○印で囲んでください。
- ・就業状況の「1. 実務経験に該当する業務に従事」を選択した場合、勤務先の事業所名称、職種名、所在地を記入してください。（2を選択した方は記入不要です。）

4

- ・実務経験証明書を省略する方（平成30年度以降島根県で受験経験があり、受験票または不合格通知書を添付する申込者）は「1. 有（省略）」を選択してください。
- ・「2. 無」を選択した方は受験資格欄に実務経験証明書の内容を転記してください。

5

- ・視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、その他病弱者等（疾病、傷病、妊娠中等）の場合、試験時間の延長や解答方法の変更等が認められる場合があります。
- ・障がい等による配慮が必要な場合は「1. 有」を○印で囲んでください。後日、申請に必要な書類について個別にご連絡します。なお、申請には障害者手帳の写しや診断書等の証明書類の添付が必要です。

6

- ・14～15ページに記載されている受験資格コードを記入してください。

7

- ・従事期間、従事日数の合計をそれぞれ記入してください（実務経験証明書が1枚の場合も記入してください。）
- ・従事期間、従事日数が受験資格を満たしているか確認してください。

【記載例】

令和7年度島根県介護支援専門員
実務研修受講試験受験票

1

※ 受 験 番 号

フリガナ	シマネ ハナコ
氏 名	島根 花子
生年月日	昭和 平成 60 年 1 月 1 日
試 験 地	2 1. 松江市 2. 浜田市
試験会場	※
試験日時	令和7年10月12日 10:00~12:00

※印欄には、記入しないでください。

受 験 心 得

1. この受験票（はがき）は、当日必ず持参してください。

2. 試験当日は、筆記用具を持参してください。

3. 試験当日は午前9時30分（試験開始30分前）までに試験会場の指定された席に着席してください。

3

申込みの際は必ず85円切手を貼ってください。

郵便はがき

690-8501

島根 花子 様

4

（住所）島根県松江市殿町1
島根マシヨン301号室

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県健康福祉部高齢者福祉課
電話（0852）22-6520

（注）申し込みの際は、このはがきに85円切手を貼って郵便番号、住所、氏名を記入してください。裏面の氏名、生年月日、試験地も記入してください。

令和7年度島根県介護支援専門員
実務研修受講試験写真票

※ 受 験 番 号

フリガナ	シマネ ハナコ
氏 名	島根 花子
生年月日	昭和 平成 60 年 1 月 1 日
試験会場	※

※印欄には、記入しないでください。

5

撮影

令和7年6月

- 18 -

受験票・写真票 記載上の注意

※黒のボールペン（消せるボールペン不可）で記入してください。

1

・※印欄の受験番号・試験会場欄には記入しないでください。

2

・希望の試験地（受験申込に記載の受験地）に○をしてください。
・受験票が届いたら必ず試験会場を確認してください。

3

・必ず85円切手を貼付してください。

4

・受験申込書に記載された住所と同じ住所を記載してください。
・楷書で正確に記載してください。

5

・写真票にも、必ず氏名と生年月日を記入してください。
・写真の裏面に氏名を記載し、全面にのり付けしてしっかりと貼り付けてください。
・写真は肩から上の顔写真とし、次のとおり撮影してください。

- ① 本人のみを撮影したもの
- ② 受験申込前6ヶ月以内に撮影したもの
- ③ 縦4cm×横3cm（縁なし）
- ④ 背景や影がなく無帽で正面を向いたもの
- ⑤ 試験時の顔貌と著しく異なるもの

1

実務経験(見込)証明書

令和 7 年 7 月 1 日

島根県知事 様

2

証明者名称 社会福祉法人〇〇福祉会
代表者氏名 理事長 〇〇〇〇
(電話番号) 1234-56-7890
(担当者氏名) 山陰 太郎

次のとおり下記の者の介護支援専門員実務研修受講試験に係る実務経験を証明します。

氏名・ 生年月日	3 島根 花子	昭和 平成 60 年 1 月 1 日生
施設又は事業所	名称	特別養護老人ホーム〇〇苑
	所在地	〒 1 2 3 - 4 5 6 7 4 島根県〇〇市〇〇町〇一〇
	種別	☐ 病院 ☐ 介護老人保健施設 ☒ 介護老人福祉施設 ☐ 介護医療院 ☐ 通所介護 ☐ 通所リハビリ ☐ 訪問介護 ☐ 訪問リハビリ ☐ 薬局 ☐ 地域包括支援センター ☐ その他 ()
従事期間	5 昭和 平成 29 年 5 月 1 日 ~ 昭和 平成 7 年 6 月 30 日 令和 令和 計 (6 年 2 月) ※法定資格に基づく対人援助業務の場合、開始年月日は法定資格の登録日以降としてください。 ※上記期間に長期休職期間を含む場合はその期間を記載してください。 ※長期休職期間は、従事期間の計から減算してください。 H31.4.1 ~ R3.3.31	
	従事日数	6 1415 日 ※休日、休暇、研修、休職等、該当する業務に従事しなかった日は除いてください。
業務内容	☒ 法定資格に基づく対人援助業務 (別表1) ☐ 相談援助業務 (別表2)	
法定資格 (別表1)	7 介護福祉士	
職種	8 ☒ 介護職員 ☐ 看護職員 ☐ 理学療法士 ☐ 作業療法士 ☐ 保健師 ☐ 薬剤師 ☐ (管理) 栄養士 ☐ 機能訓練指導員 ☐ その他 ()	

- 必ず「受験の手引」の「9(2) 受験資格」(3ページ)、「12 受験申込に必要な提出書類等」(7ページ)及び「実務経験証明書記載例」(20ページ)を確認の上、記載してください。
- 次の証明書は無効となります。
 - 受験申込者が自署したもの
 - 証明者印のないもの
 - 訂正印のないもの
 - 証明内容の記入漏れ又は内容に誤りがあるもの
 - 修正テープ等による修正のあるもの
- 証明書の内容に不明な事項がある場合は、証明者に内容の照会、確認を行うことがあります。

実務経験証明書 記載上の注意

【想定】

- ・平成29年4月1日に入職、介護福祉士の登録日は平成29年5月1日。
- ・令和7年7月5日現在も在籍中。
- ・平成31年4月1日～令和3年3月31日の間、育児休暇取得。

※黒のボールペン（消せるボールペン不可）で記入してください。

- 1** 見込み受験者でない場合は、（見込）部分を二重線で消すこと。
- 2** 必ず証明者印を捺すこと。
- 3** 受験申込者の氏名は、現在住民票に記載されている氏名を記載すること。
- 4** 法人住所ではなく、事業所（施設）住所を記載すること。
- 5** 法定資格に基づく対人援助業務の場合、証明する従事期間の開始年月日は、当該法定資格の登録日以降の年月日を記入すること。
（法定資格の取得日以前の勤務は、従事期間に含めることができない）
育児休暇等、長期で休職していた場合は、当該期間を除いた業務期間を算定すること。
従事期間の「計（ 年 月）」欄は、1か月未満切り捨てとすること。
- 6** 受験資格に係る業務に従事した日数のみ算定すること。
（休日、休暇、研修、休職等は除いて算出すること）
- 7** 業務内容で「法定資格に基づく対人援助業務」を選択した場合は、資格内容を記載すること。
「相談援助業務」を選択した場合は記入不要。
- 8** 法定資格に基づかない業務である場合や、対人援助業務でない場合は、実務経験として認められないので注意すること。
例）・介護福祉士資格での生活相談員の相談業務（p.15別表2に該当する場合は可）
・社会福祉士資格での介護業務
・栄養士資格での献立作成、調理業務（対人援助ではないもの）
・訪問介護事業所におけるサービス提供責任者及び訪問介護員の生活援助業務
・研究、教育、事務等の対人援助業務でない業務

【記入に関するお問い合わせ先】

島根県健康福祉部高齢者福祉課

TEL：0852-22-6520 FAX：0852-22-5238

月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

ただし、12：00～13：00は除く

— 受験申込書の提出先・問合せ先 —

島根県健康福祉部高齢者福祉課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-22-6520

月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

ただし、12：00～13：00を除く